

平成 29 年 1 月

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会

会 長 北澤 貴樹

『「医薬品納入後の棚入れ、施設内における医薬品等の
移送等に関する行為」辞退についてのお願い』について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび医療用医薬品卸売業公正取引協議会 関東ブロック埼玉県地区会より別紙のお願いが届きました。別紙枠内《提供が禁止されている便益労務の具体例、運用基準第 6 条 (2)》に関し、病院の医薬品管理責任者をはじめ先生方には趣旨をご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

謹白

平成29年1月

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会
会長 北澤貴樹先生

医療用医薬品卸売業公正取引協議会
関東ブロック埼玉県地区会



「医薬品納入後の棚入れ、施設内における医薬品等の
移送等に関する行為」辞退についてのお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は埼玉県病院薬剤師会会員様を通じて格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本地区会の構成員は、埼玉県民医療の増進の観点から、医療機関様への医療用医薬品の円滑かつ安定供給には、とりわけ重視して取り組んでおります。

ご案内の通り、私共医療用医薬品卸売業では、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた「公正競争規約」に基づき取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供の制限しております。

今般、提供が制限されております景品類（便益労務）の具体例の下記4項目に関し、地区会員にその実態調査をいたしました。一部の医療機関様において当該行為が行われており、生命関連商品であります医療用医薬品の医療機関内での管理上の問題はもとより、私共の公正競争規約第4条（提供が制限される例）に該当するもの（規約違反）となります。

《提供が禁止されている便益労務の具体例、運用基準第6条（2）》

- (1) 医薬品納入後の棚入れ
- (2) 医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業
- (3) 施設内における医薬品の移送
- (4) 棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為

従いまして、誠に勝手ではございますが、下記期日より上記4項目に関し辞退いたしたく、先生方におかれましては、どうか趣旨をご賢察の上ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

中止の期日 平成29年 4月 1日より

以上